

厚生科学審議会感染症部会
蚊媒介性感染症に関する小委員会の設置について

平成26年10月8日
厚生科学審議会感染症部会決定

1 設置の趣旨

国際的な人の移動の活発化に伴い、国内での感染があまり見られない感染症について、国外から持ち込まれる症例が増加している。デング熱についても、これまで、国外で感染した患者の国内での発症が一定数報告されている。今般、デング熱に国内で感染した症例について、1940年代に報告されて以来、数十年ぶりに報告された。

デング熱のほか、蚊の媒介する感染症としては、ウエストナイル熱、チクングニア熱、マラリア、日本脳炎などがある。デング熱やチクングニア熱については、今後とも、国外で感染した者が国内で蚊に刺されることにより、国内で感染が拡大するおそれがある。これらの蚊の媒介する感染症については、蚊への対策を講じることにより、その発生を予防するとともに、そのまん延を防止することが重要である。

このため、蚊が媒介する感染症の発生の予防及びまん延の防止に向けた今後の対策を検討するため、厚生科学審議会感染症部会運営細則（平成25年4月24日厚生科学審議会感染症部会長決定）第1条に基づき、厚生科学審議会感染症部会の下に「蚊媒介性感染症に関する小委員会」を設置する。

2 委員

- ・ 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、厚生科学審議会感染症部会運営細則第3条に基づき、厚生科学審議会感染症部会長の指名する者とする。

3 委員会

- ・ 委員会の運営は、厚生科学審議会令（平成12年政令第283号）、厚生科学審議会運営規程（平成13年1月19日厚生科学審議会決定）及び厚生科学審議会感染症部会運営細則に定めるところによるほか、この決定の定めるところによる。
- ・ 委員会の庶務は、厚生労働省健康局結核感染症課が行う。